

作 業 基 準

津久見～保戸島航路

令和4年10月1日

津久見市

目次

- 第1章 目的
- 第2章 作業体制
- 第3章 危険物等の取扱い
- 第4章 乗下船作業
- 第5章 旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、津久見港～保戸島航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 陸上作業員及び船内作業員の配置は、次の区分による。

- | | |
|-----------------|------------|
| ①作業指揮者（船長） | 1名 |
| ②乗下船する旅客の誘導 | 旅客係 1～2名 |
| ③船舶の離着岸の綱取り、綱放し | 綱取放し係 1～2名 |

※上記②③は、兼任することができる。

- 2 作業指揮者（船長）は、船内作業員を指揮して、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施し、陸上においては、陸上作業員を指揮して、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱とり及び綱放し等の作業を実施する。

(作業指揮者の所掌)

第3条 作業指揮者（船長）は、運航管理者の命を受け、陸上作業員及び船内作業員を指揮して次の作業を行う。

- (1) 乗船待機中の旅客の整理
- (2) 乗下船する旅客の誘導
- (3) 船舶着岸時の綱取り、綱放し並びに旅客乗降用施設等の操作
- (4) その他旅客の乗下船に関する作業

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第4条 危険物の取扱いは、運航管理者の指示に従い、運送約款、危険物船舶運送及び貯蔵規則等関係法令の定めるところにより行うものとする。

- 2 刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについては、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。ただし、原則として船室に持ち込むことは拒絶しなければならない。
- 3 陸上作業員又は船内作業員は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の危険物等に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者又は船長の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 船長及び陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、当該措置を運航管理者に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第5条 旅客の乗船は、原則として離岸30分前とする。

- 2 離岸30分前になったときは、船内作業員は舷門を開放し、タラップ等の架設の完了を確認した後、陸上作業員に旅客の乗船を開始するよう合図する。
- 3 陸上作業員は旅客を乗船口に誘導する。
- 4 陸上作業員及び船内作業員は、乗船旅客数（無料幼児を含む。）を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、船長に報告する。

(離岸作業)

第6条 作業指揮者（船長）は、旅客の乗船完了を確認した後、陸上作業員に指示を出し、タラップを船体から外し、直ちに舷門を封鎖する。

- 2 陸上作業員は、離岸準備作業完了後、見送人等が離岸作業により危害を受けないよう退避させる。
- 3 船長は、すべての出港準備作業が完了したことを確認したならば、適切な時期に発航の合図をさせるとともに、他の船舶の動静その他周囲の状況が出港に支障のないことを確認のうえ、陸上作業員に係留索を放させ、慎重に離岸、出港する。

(船内巡視)

第7条 船内巡視は、別紙「船内巡視要領」により実施する。

- 2 船長は、荒天等のため臨時の巡視の必要を認めたときは、臨時船内巡視班を編成して前項以外の巡視を実施させる。
- 3 船内巡視員は、異常の有無（安全確保上改善を必要とする事項がある場合は当該事項を含む。）を船長に報告し、巡視結果を巡視記録簿に記録する。

(着岸作業)

第8条 陸上作業員は、着岸に適切な時期になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速・確実に綱とり作業を実施する。

- 2 船長は、船内作業員を指揮して、着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席を指示する。

(係留中の保安)

第9条 船長及び運航管理者は、係留中、旅客の安全に支障のないようタラップの保安及び係留方法に十分留意する。

(下船作業)

第10条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨陸上作業員及び船内作業員に合図する。

- 2 船内作業員は、陸上作業員と協力してタラップを架設し、架設完了を確認した後、旅客を誘導して下船させる。

(下船の終了)

第11条 旅客の下船が完了したときは、陸上作業員と船内作業員は相互に連絡をとり、通路を遮断する。

- 2 陸上作業員及び船内作業員は、旅客の下船が完了したときは、その旨及び異常の有無をそれぞれ運航管理者及び船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第12条 運航管理者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

- (1) 旅客は、乗下船時、係員の誘導に従うこと。
- (2) 船内においては、船長その他の乗組員の指示に従うこと。
- (3) 船内においては、他人に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。
- (4) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第13条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の格納場所及び着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。